

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

- (1) 旅行サービス手配業登録申請手数料
 - (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録手数料等
 - (3) 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料等
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- ア 1の(3) 平成二十九年十二月一日
- イ 2 平成三十年一月四日
- ウ 1の(2) 規則で定める日

◇奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正

- (1) 奈良県緊急医師確保修学資金の貸与対象者の追加
奈良県緊急医師確保修学資金の貸与対象者に、医師の確保が困難な診療の分野の医師を養成するための課程において、医師としての業務に将来従事しようとする者を追加することとした。

(2) 返還債務を免除する指定従事医療機関の追加

一定の期間医師としての業務に従事した場合に奈良県緊急医師確保修学資金の返還債務を免除する指定従事医療機関（へき地医療機関又は知事が定める医療機関の医師の確保が困難な診療科等のうち知事が奈良県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するものをいう。）に、知事が定める

医療機関の特定専攻課程（医師の確保が困難な診療の分野として規則で定めるものの医師を養成するための課程として知事が定めるものをいう。）を追加することとした。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県医師確保修学資金貸与条例の一部改正

(1) 奈良県医師確保修学資金の貸与対象者の追加

奈良県医師確保修学資金の貸与対象者に、医師の確保が困難な診療の分野の医師を養成するための課程において、医師としての業務に将来従事しようとする者を追加することとした。

(2) 返還債務を免除する指定従事医療機関の追加

一定の期間医師としての業務に従事した場合に奈良県医師確保修学資金の返還債務を免除する指定従事医療機関（へき地医療機関又は知事が定める医療機関の医師の確保が困難な診療科等のうち知事が奈良県医師確保修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するものをいう。）に、知事が定める医療機関の特定専攻課程（医師の確保が困難な診療の分野として規則で定めるものの医師を養成するための課程として知事が定めるものをいう。）を追加することとした。

3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

県内の都市公園（市街地の都市公園を含む。）の住民一人当たりの敷地面積の標準については、都市緑地法の規定による市民緑地契約又は同法に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除することとした。

2 公募対象公園施設の設置基準

都市公園法施行令（以下「令」という。）に規定する公募対象公園施設である建築物（令に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する都市公園法に規定する条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当

該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として条例の規定により認められる建築面積を超えることができることとした。

3 公園施設に関する制限

令に規定する条例で定める割合は、百分の五十とすることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇大和川流域における総合治水の推進に関する条例

1 前文

奈良県は、昭和五十七年の大和川大水害を契機に、大和川流域において、河川及びダムの整備等の治水対策並びに河川等に雨水が急激に流入することを抑制するための雨水貯留浸透施設及びため池治水利用施設の整備等の流域対策からなる総合治水に、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者の協力の下、取り組んできた。

しかし、流域対策の取組の停滞、社会経済情勢の変化に伴う小規模開発の増加及びため池の減少、浸水区域の市街化等の総合治水に関する新たな課題が生じている。

このことから、これまでの総合治水の取組を踏まえ、国及び市町村と連携し、河川、農林及び都市計画に係る総合治水の取組を一層強化するとともに、これらの総合治水の取組を効果的に組み合わせる必要があることとなる。

ここに、治水対策及び流域対策に土地利用対策を加えた三つの対策からなる大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とすることとした。

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 大和川流域 大和川に雨水が流入する土地の区域であつて、知事が告示する区域をいう。

イ 大和川流域における総合治水 河川の整備、雨水貯留浸透施設、防災調整池等の設置、適正な土地利用の誘導その他の大和川流域における浸水被害の防止又は軽減を図るための施策をいう。

ウ 大和川水系河川整備計画 河川法の規定により知事が定めた大和川水系の河川の整備に関する計画をいう。

エ 大和川流域整備計画 大和川流域に係る関係機関からなる大和川流域総合治水対策協議会において決定された大和川流域における総合治水の基本方針を定めた計画をいう。

オ 雨水貯留浸透施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を有する施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

カ ため池治水利用施設 ため池を改良することにより雨水を一時的に貯留する機能（以下「雨水貯留機能」という。）を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

キ 水田貯留施設 水田を改良することにより雨水貯留機能を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

ク 特定開発行為 大和川流域における次のいずれかに該当する行為をいう。
（ア）採石法の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取であつて、当該岩石の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの

（イ）森林法の規定により知事の許可を受けなければならない同法に規定する開発行為

（ウ）宅地造成等規制法の規定により知事の許可を受けなければならない同法に規定する宅地造成に関する工事であつて、当該宅地造成に関する工事に係る面積が千平方メートル以上のもの

（エ）砂利採取法の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採

取であつて、当該砂利の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの
(オ) 都市計画法の規定により知事の許可を受けなければならない同法に規定する開発行為であつて、当該開発行為に係る面積が千平方メートル以上のもの

ケ 防災調整池 特定開発行為による河川等への雨水の流出量の増大を抑制する施設のうち、雨水貯留機能を有するものをいう。

4 基本理念

大和川流域における総合治水は、その実施に当たっては、国、県、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者による継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域に係る関係者が相互に連携し、及び協働することにより推進されなければならないこととした。

5 県の責務

(1) 県は、4に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大和川流域における総合治水を効果的かつ効率的に推進する責務を有することとした。

(2) 県は、大和川流域における総合治水の推進に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する大和川流域における総合治水について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う責務を有することとした。

6 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととした。

7 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととした。

8 財政上の措置

県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

9 治水対策

県は、大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行うとともに、河川法に規定する河川管理施設の的確な維持修繕を行うものとした。

10 防災調整池等の設置等

(1) 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととした。これを變更しようとするときも、同様とした。

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 特定開発行為を行う土地の所在地

ウ 特定開発行為の目的

エ 特定開発行為を行う土地の利用の現況及び特定開発行為を行った後の土地の利用の状況

オ 防災調整池等（(2)の防災調整池等をいう。）の設置に関する計画

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(2) 特定開発行為をする者（以下「特定開発行為者」という。）は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置しなければならないこととした。

11 監督処分

(1) 知事は、10の(2)に違反して防災調整池等を設置しない特定開発行為者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができることとした。

(2) 知事は、特定開発行為者が設置する防災調整池等が、10の(2)の基準に適合しないと認めるときは、当該特定開発行為者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

12 設置の完了の届出等

(1) 特定開発行為者は、10の(2)による防災調整池等の設置が完了したときは、

規則で定めるところにより、当該防災調整池等の管理者その他規則で定める事項を知事に届け出なければならぬこととした。

- (2) 知事は、(1)による届出に係る防災調整池等について10の(2)の基準に適合するか否かの検査を行うものとする事とした。

13 管理者の義務

- (1) 防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないこととした。

- (2) 知事は、防災調整池等の管理者が(1)に違反して適正な管理を怠ったと認めるときは、当該防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとした。

- (3) 防災調整池等の管理者が変更したときは、新たに当該防災調整池等の管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬこととした。

14 雨水貯留浸透施設

- (1) 県は、大和川流域整備計画に基づき、奈良県立学校の運動場等に雨水貯留浸透施設を設置するものとする事とした。

- (2) 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置する市町村に対し、必要な支援を行うものとする事とした。

- (3) 雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該雨水貯留浸透施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないこととした。

15 ため池治水利用施設

- (1) 県は、大和川流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設を整備するものとする事とした。

- (2) 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づきため池治水利用施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする事とした。

- (3) ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該ため池

治水利用施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないこととした。

16 水田貯留施設

- (1) 県は、大和川流域整備計画に基づき、水田貯留施設を整備するものとする
こととした。
- (2) 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき水田貯留施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする
こととした。
- (3) 水田貯留施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該水田貯留施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないこととした。

17 ため池の保全

- (1) ため池（かんがいの用に供するものに限る。以下同じ。）について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、当該ため池の保全に努めなければならないこととした。

- (2) 満水面積（常時満水位のときの貯水面積をいう。(3)において同じ。）が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者（特定開発行為をしようとする者に該当する者を除く。(3)において同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととした。

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ ため池の名称及び所在地

ウ ため池を廃止する目的

エ ため池を廃止した後の土地の利用の状況

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

- (3) 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

18 農地の保全

農地（農地法に規定する農地をいう。以下同じ。）について所有権又は賃借

権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該農地の保全に努めなければならないこととした。

19 森林の保全

森林所有者（森林法に規定する森林所有者をいう。）その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、当該森林が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該森林の保全に努めなければならないこととした。

20 立入検査等

(1) 知事は、10から13までの施行に必要な限度において、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者若しくは防災調整池等の管理者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に特定開発行為をしようとする者若しくは特定開発行為者の事務所、特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。

(2) (1)による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととした。

(3) (1)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

21 市街化編入抑制区域の指定等

(1) 県は、浸水被害を防止し、又は軽減するため、市街化編入抑制区域（都市計画法に規定する市街化調整区域内の土地の区域であつて、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が五十センチメートル以上の土地の区域をいう。以下同じ。）を指定することができることとした。

(2) 県は、(1)により市街化編入抑制区域を指定したときは、速やかに公表しなければならないこととした。

(3) (2)は、市街化編入抑制区域の指定の変更について準用することとした。

22 市街化区域への編入の抑制

県は、都市計画法に規定する区域区分に関する都市計画を同法の規定により決定し、又は変更するときは、原則として、市街化編入抑制区域を新たに同法

に規定する市街化区域として定めないものとする。ただし、著しい浸水被害を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合にあつては、この限りでないこととした。

23 支川流域市町村との協定

県は、大和川の支川の流域において上流及び下流が一体となった施策を推進し、並びに大和川の支川の流域の市町村（以下「支川流域市町村」という。）のまちづくりを支援するため、支川流域市町村その他事業者と協定を締結することができることとした。

24 協定に基づく計画

(1) 県は、23により支川流域市町村と協定を締結したときは、当該支川流域市町村に係る大和川流域における総合治水の推進に関する計画を当該支川流域市町村と策定し、公表するものとした。

(2) 県は、毎年度一回、(1)の計画に記載された施策の実施状況を公表するものとする。とした。

(3) 県は、(1)の計画に記載された施策について、県が実施するものにあつては積極的に推進し、支川流域市町村が実施するものにあつては積極的に支援するものとする。とした。

25 雑則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

26 罰則

(1) 11又は13の(2)による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

(2) 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処することとした。

ア 10の(1)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 20の(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は20の(1)による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 17の(2)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処することとした。

(4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関し、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(1)又は(2)の罰金刑を科することとした。

27 施行期日等

- (1) 平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、10から13まで、17の(2)及び(3)、20並びに26については、同年十月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。